

事務連絡
令和5年5月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局検疫所業務課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の外国船籍国際クルーズ船に係る対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

外国船籍国際クルーズ船の受け入れに当たっての基本的考え方については「外国船籍国際クルーズ船の運航再開に係る自治体における対応について」（令和5年2月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局検疫所業務課事務連絡。令和5年3月1日最終改正。以下「クルーズ船事務連絡」という。）においてお示ししてきたところです。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりました。

クルーズ船事務連絡においては、「この位置づけの変更に伴うクルーズ船を受け入れる際の対応の変更については、追ってお示しする。」とお示していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更により、令和5年5月8日以降、クルーズ船事務連絡は廃止され、今後のクルーズ船に係る新型コロナウイルス感染症への対応については、各クルーズ船社において「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン（第3版）」（令和5年5月1日日本国際クルーズ協議会公表。別添）を踏まえて対応することとなりますので、その旨ご了知いただくとともに、関係各所に周知いただくようお願いいたします。